

## 10 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により石綿(アスベスト)健康被害者(労災補償の対象にならない方)の救済費用に充てるため、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主(アスベストの製造、販売を行ってきた事業主)からの特別拠出金と併せて、事業主の皆様にご負担いただくものです。

### (1) 対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、すべての労災保険適用事業主に一般拠出金を負担していただくこととしております。

※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(一般拠出金の徴収及び納付義務)  
第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。  
2 (略)  
3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。

### (2) 納付方法(納付時期)

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定のみの手続きとなります。

延納(分割納付)はできません。

### (3) 料率

一般拠出金率は業種を問わず、一律1000分の0.05です。労災保険のメリット対象事業場についても、一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫等を発症している方及び上記法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族(労災補償等の対象とならない方に限る)に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

○ 救済に関するお問い合わせ先(ホームページ等)は以下のとおりです。

- |                     |   |
|---------------------|---|
| ・ 独立行政法人 環境再生保全機構   | <a href="http://www.erca.go.jp/">http://www.erca.go.jp/</a>             |
| フリーダイヤル0120-389-931 |   |
| ・ 環境省 地方環境事務所       | <a href="http://www.env.go.jp/region/">http://www.env.go.jp/region/</a> |

## 11 船舶所有者の免除対象高年齢労働者について

昭和27年4月1日以前に生まれた方は、雇用保険料が免除となりますので賃金総額から差し引いてください。

免除年度	年令	年 月 日
平成24年度(確定)から免除	満61歳以上	昭和26年4月1日までに生まれた人
平成25年度(概算)から免除	満61歳以上	昭和27年4月1日までに生まれた人

○ 雇用保険の被保険者負担額(端数の取扱い)については、同封の下敷をご覧ください。